

住所等を変更する方へ 届出は忘れずに！

3月・4月は、就職・転勤・進学などで転出・転入などの異動が多い時期です。

住所等を変更する場合は必ず届出が必要になりますので、届出をする際には、必要な書類などを忘れないようご注意ください。

届出の際、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いしています。

届出の種類	必 要 書 類 等
転 出 (那須町から他の市区町村へ)	窓口に「転出届」の用紙がありますので、転出先の住所等を記入していただきます。 ・届出する方の印鑑 ・国民健康保険証（国保に加入している方） ・印鑑登録証（登録している方／転出すると自動的に登録が抹消されます。） ・住民基本台帳カードまたは個人番号カード（所有している方／転入先で継続利用ができます。） ・転出先住所の分かるもの ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方） ※②・④保険証が必要なときは、その旨申し出てください。 ※届出ができる方は、本人または町内住所の世帯主です。
転 入 (他の市区町村から那須町へ)	那須町に転入する方は転入届をしなければなりません。 ・届出する方の印鑑 ・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの） ・通知カード（所有している方） ・住民基本台帳カードまたは個人番号カード（所有している方） ・国民年金手帳（国民年金に加入している方） ※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。
転 居 (町内での住所の異動)	窓口に「転居届」の用紙がありますので、転居先の住所等を記入していただきます。 ・届出する方の印鑑 ・国民健康保険証（国保に加入している方） ・通知カード（所有している方） ・住民基本台帳カードまたは個人番号カード（所有している方） ・国民年金手帳（国民年金に加入している方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方） ※届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。

健康保険・年金の 届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入された方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担（給付）した分を返還していただくことになりますので十分ご注意ください。

国民健康保険から 社会保険へ	就職によって社会保険に加入した場合 ・届出する方の印鑑 ・国民健康保険証と社会保険証 ・年金手帳 ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）
社会保険から 国民健康保険へ	退職によって国民健康保険に加入する場合 ・届出する方の印鑑 ・社会保険離脱証明書等（退職した日や資格喪失日の分るもの） ・年金手帳（国民年金に加入したことがある方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）

入学のため転出する方は②保険証の届出を行ってください（在学を証明するものが必要となります）。

また、卒業して就職した方は②保険証を使用できませんので住民生活課または各支所へ届出をしてください。

■問合せ 住民生活課住民年金係☎72-6908

各支所 湯本支所☎76-3160 芦野支所☎74-0002 伊王野支所☎75-0002

※健康保険については住民生活課保険医療係☎72-6909へお問い合わせください。